

【新設】(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における確認による共通費用の額等の配賦方法の選択)

16-3-19の5 当該事業年度の共通費用の額又は共通利子の額のうちその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算する場合において、16-3-19の3又は16-3-19の4によることがその内国法人の業務の内容等に適合しないと認められるときは、あらかじめ所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長)の確認を受けて、当該共通費用の額又は共通利子の額の全部又は一部につき収入金額、直接経費の額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちその業務の内容等に適合すると認められる基準によりその計算をすることができるものとする。

【解説】

- 1 平成27年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除における国外所得金額は、「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」と「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」との合計額とされるとともに、その他の国外源泉所得に係る所得の金額は、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額に相当する金額とされた(令141の2、141の8①)。
- 2 その他の国外源泉所得に係る所得の金額を計算する場合において、法人税法第22条第3項第2号《各事業年度の所得の金額の計算》に規定する販売費、一般管理費その他の費用で、その他の国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の業務の双方に関連して生じたものの額があるときは、これらの業務に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちこれらの業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準によりその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分することとされている(令141の8②)。
ところで、法人税基本通達16-3-19の3において共通費用の額の配分計算の簡便法を、法人税基本通達16-3-19の4において共通利子の額の配分計算の簡便法をそれぞれ定めているが、これらの通達は、全ての業種、業態等を想定したいわば最大公約数として最も合理的と認められる方法を示しているものであり、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとの計算が困難な場合の簡便法でもあるから、個々の法人にこれらの方法を当てはめた場合、その法人の業務の内容等に適合しないことも考えられる。
- 3 そこで、本通達では、共通費用の額又は共通利子の額のその他の国外源泉所得に係る所得の金額への配分計算について簡便法をとる場合において、上記各通達に定める方法によることがその法人の業務内容等に適合しないと認められるときは、所轄税務署長(又は所轄国税局長)の確認を受けること(アグリーメント)により、その法人の業務内容等に適合した配分の方法をとることができることを明らかにしている。
- 4 このアグリーメントは、あくまで配分計算の簡便法として上記各通達に定める方法以外の方法を採用する場合に求められているものであり、また、法的効果を伴うものではないから、法人税法施行令第141条の8第2項《共通費用の額の配分》に定める個々の業務ご

と、かつ、個々の費目ごとの計算を行うというのであれば事前の確認を行う必要はない。

また、事前の確認を受けずに上記各通達に定める方法以外の簡便法をとっている場合でも、その現に採用している配分計算が合理的なものであるならば、その時点で所轄税務署長等とアグリーメントを交わすなど弾力的に対応して差し支えない。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3-19の5）を定めている。